

豊中市事業者間ネットワーク形成推進委託業務 公募型プロポーザル 実施要領

1. 目的

本事業では、とよなかエコシステムの推進にあたり、事業者間連携による新たな価値創出を促進するためのネットワークづくりを推進するため、事業者訪問により現況や事業者交流、事業連携、協業、共創に関するニーズ調査を行い、ニーズに応じた支援策の検討、試行により世代や業種を超えたゆるやかなつながりを創出することで、地域内の多様な事業者が共創し合える土壌づくりをめざしている。

また、地域事業者への各種支援施策の周知については、現状は市ホームページへの掲載やメルマガ配信、支援機関でのチラシ配架が中心となっており、効果的な情報発信を課題として抱えており、地域事業者のニーズに基づいた効果的な情報発信のあり方を検討し、より継続的な事業者間ネットワークの形成を図ることを目的としている。ついては、これらの取組みを進めるにあたり、豊富なノウハウと情報を基に事業を企画・実施する受託者を選定する企画提案の公募型プロポーザルを行う。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名：豊中市事業者間ネットワーク形成推進業務
- (2) 業 務 内 容：別紙「豊中市事業者間ネットワーク形成推進委託業務仕様書」参照
- (3) 業 務 期 間：契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで
- (4) 提案上限額：2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 担当所管課

都市活力部 産業振興課

4. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、応募書類等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。複数企業が共同提案する場合は、構成員である全ての企業が要件を満たすものとします。応募書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（令和2年4月1日実施）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（令和6年3月1日実施）に基づく入札停止要件に該当しないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (6) 労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと

5. 参加表明手続

- (1) 募集期間：令和 7 年（2025 年）8 月 1 日（金）から 8 月 21 日（木）12 時まで
- (2) 申込方法：提案書の提出をもって申込とする。

6. 提案書作成要領

(1) 提案内容

別紙「豊中市事業者間ネットワーク形成推進委託業務仕様書」を熟読のうえ、業務提案書には次の事項を盛り込むこと。

- ・事業所訪問先の選定にあたっての観点及び選定手法
- ・訪問調査ヒアリングシートの案
- ・想定される事業者間ネットワーク形成支援策の例示
- ・有効な情報発信手法の検討・提案にあたっての観点
- ・実施スケジュールおよび業務実施体制
- ・その他提案（仕様書の内容以外で提案したい内容、他社と差別化できる特に提案したい内容等）

(2) 提出書類の様式

No	提出書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式 1
②	業務提案書	任意様式
③	見積書	様式 2
④	見積の内訳書 ※できる限り細かく見積根拠を明示	任意様式
⑤	入札参加停止措置等状況調書	様式 3
⑥	団体の概要書（企業概要など）	任意様式
⑦	（任意）関連する業務実績	任意様式
⑧	①から⑦を格納した電子媒体	CD-R か DVD-R

(3) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

(4) 提出先

都市活力部 産業振興課（後記 1 3. 応募先、質問先及び問合せ先を参照）

(5) 提出期限

令和 7 年（2025 年）8 月 21 日（木）正午 必着

※応募書類の分割提出は認めません。また、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

(6) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部 ※⑧は 1 部のみ提出してください。

7. 質問の受付・回答等

本要領の内容に不明点がある場合は、事務局まで質問書（任意）を電子メールにて提出し

てください。

(1) 提出期限

令和 7 年（2025 年）8 月 12 日（火）正午 必着

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年（2025 年）8 月 14 日（木）までに市のホームページに回答を掲載し、個別には回答しません。

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に、上記 4. で規定する参加資格要件に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体で複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

10. 審査方法、審査項目

市職員で構成する審査委員会を設置し、応募事業者が5者以上の場合のみ、事前に第一次審査（書類審査）を行います。書類審査では提案書類にて審査を行い、得点上位から3者程度を選考し二次審査を実施します。順位が1位の提案者の得点が全体配点の50%未満の場合は、二次審査を実施しないこととします。

その後、第二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全体配点の50%未満の場合、優先交渉権者とせず、後日、提案公募のやり直しを行います。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうえ一本化して確定するものとします。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

①日 時：令和7年（2025年）8月29日（金）を予定

※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡

②発表時間：25 分程度（プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分）

③プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とします。

④そ の 他：プレゼンテーションは提出した提案書に基づき行ってください。

当日の出席者は 1 提案者あたり 3 名以内（プレゼンテーションを

行うものを含む)とし、すべて提案者の雇用する従業員とします。

選定結果については、以下の内容について市ホームページ等で公表します。

- (1)件名 (2)履行期間 (3)優先交渉権者(事業者名・所在地・代表者・提案金額)
(4)公募及び審査経過(公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成)
(5)選定理由 (6)採点結果 (7)担当課 (8)その他
※応募が2社であった場合は、次点者の採点結果は公表しません。

(1) 審査項目

項目	配点率	評価のポイント
1. 提案内容	120 点	①市内事業者への訪問ヒアリング調査 (1) 事業所訪問先の選定手法に具体性があり、事業者間ネットワーク形成に向けた事業の試行実施を踏まえた提案となっているか。 (2) ヒアリングシートの提案に具体性があるか ②ネットワーク形成支援策の提案・試行 想定される支援策の例示があり、ヒアリングによる支援ニーズに応じた施策の提案が見込めるか。 ③有効な情報発信手法の検討・提案 検討・提案にあたっての観点 ・その他(上記以外で貴社が提案したい事項) 上記以外で貴社が提案したい事項について独自性のある特筆すべき提案内容があるか
2. 実施体制	30 点	・業務を確実に遂行するだけの人員と組織体制があるか ・類似する業務の実績について
3. そ の 他	10 点	・市の政策推進への協力について 役員・管理職への積極的な女性登用や女性のキャリアアップ支援、女性の働き方改革の推進等を行っているか
4. 費 用	40 点	提案に対して妥当な積算額となっているか

※公募開始日から過去3年以内に処分歴などがある場合は、内容に応じて減点する。

(2) 審査結果の通知

結果は令和7年(2025年)9月2日(火)(発送予定)に郵送にて通知します。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。

1 1. スケジュール

(1) 募集要項等の公表	8月1日(金)
(2) 質問事項の締切	8月12日(火) 正午 必着
(3) 質問事項の回答	8月14日(木)
(4) 応募書類提出期限	8月21日(木) 正午 必着
(5) 書類審査結果通知	8月25日(月) 通知 [予定]
(6) プレゼンテーション審査	8月29日(金) [予定]
(7) 結果通知	9月2日(火) 発送 [予定]
(8) 委託契約の締結	9月中旬頃 [予定]

1 2. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及び説明会に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがあります。
- (3) 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (4) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。
- (5) 本プロポーザルへの応募を取り下げる場合は、速やかに産業振興課まで文書で連絡してください。また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはありません。
- (6) 質問事項の締切以降、本案件に係る質問は受け付けません。

1 3. 応募先、質問先及び問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市 都市活力部 産業振興課 (豊中市役所 第一庁舎 5階)

TEL 06-6858-2188

FAX 06-4865-2058

E-mail sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp